

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>牛伝染性リンパ腫診断用沈降反応抗原</u></p> <p><u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>持続感染細胞より得たウイルス液を不活化した後、濃縮して調製した寒天ゲル内沈降反応抗原である。</p> <p>（略）</p> <p>付記1 参照陽性血清  <u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>感染牛由来のgp抗体のみを含む<u>抗牛伝染性リンパ腫ウイルス血清</u>で、非働化したもの</p> <p>力価を4～8単位に調整された参照陽性血清について、寒天平板を用いて沈降反応を行った場合、力価8単位の参照抗原に対し、明瞭な1本の沈降線を生ずる。</p> <p>付記2 感染牛血清  <u>適当と認められた抗牛伝染性リンパ腫ウイルス血清</u>で、非働化したもの</p> <p>付記3・4 （略）</p> <p>付記5 参照抗原  <u>牛伝染性リンパ腫ウイルス gp 抗原</u>で、力価は8単位及び12単位に調整されたもの</p> <p>力価8単位及び12単位の抗原は抗血清アガロース平板を用いて沈降反応を行った場合、その反応値の累和<math>\Sigma b'</math>の値が回帰係数bの管理限界内にあるもの、また、力価8単位の抗原について、寒天平板を用いて沈降反応を行った場合、力価4～8単位の参照陽性血清に対して、明瞭な1本の沈降線を生ずる。</p> <p>付記6～8 （略）</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>牛白血病診断用沈降反応抗原</u></p> <p><u>牛白血病ウイルス</u>持続感染細胞より得たウイルス液を不活化した後、濃縮して調製した寒天ゲル内沈降反応抗原である。</p> <p>（略）</p> <p>付記1 参照陽性血清  <u>牛白血病ウイルス</u>感染牛由来のgp抗体のみを含む<u>抗牛白血病ウイルス血清</u>で、非働化したもの</p> <p>力価を4～8単位に調整された参照陽性血清について、寒天平板を用いて沈降反応を行った場合、力価8単位の参照抗原に対し、明瞭な1本の沈降線を生ずる。</p> <p>付記2 感染牛血清  <u>適当と認められた抗牛白血病ウイルス血清</u>で、非働化したもの</p> <p>付記3・4 （略）</p> <p>付記5 参照抗原  <u>牛白血病ウイルス gp 抗原</u>で、力価は8単位及び12単位に調整されたもの</p> <p>力価8単位及び12単位の抗原は抗血清アガロース平板を用いて沈降反応を行った場合、その反応値の累和<math>\Sigma b'</math>の値が回帰係数bの管理限界内にあるもの、また、力価8単位の抗原について、寒天平板を用いて沈降反応を行った場合、力価4～8単位の参照陽性血清に対して、明瞭な1本の沈降線を生ずる。</p> <p>付記6～8 （略）</p>

